

あかしの生態系を守る条例

私たちのまち“あかし”は、穏やかな瀬戸内海を望む美しい海岸線を有する風光明媚な場所として知られており、里山林の風情が残る緑地や百を超えるため池、それらと水のつながりを持つ河川や海など、水辺豊かな自然を有しています。そこには、多種多様な野生動植物が生息、生育しており、それぞれが織りなすいのちのつながりの中で、相互の関係を持った生態系を形成しています。

しかし、近年、全国各地で様々な外来動植物の侵入及び定着などによる在来生態系の崩壊や農林水産業の被害が指摘され、明石市においても繁殖力の強い外来動植物が、同じ生息、生育環境を持つ在来動植物に影響を及ぼしています。

外来動植物による在来生態系等への影響を回避するためには、私たちが外来動植物についての問題を認識し、あらゆる主体と連携を図り、自然環境を保全していくことが大切です。そのため、ここにあかしの生態系を守る条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、指定外来種の防除等の措置を講じることにより、あかしの生態系を守り、もって明石市における生物の多様性の保全及び農林水産業の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 在来生態系 その場所を本来の生息地又は生育地とする生物及びそれを取りまく非生物的環境によって構成される生態系をいう。

(2) 在来生態系等 在来生態系又は農林水産業をいう。

(市の責務)

第3条 市は、在来生態系等の被害を防止するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、在来生態系等の被害の防止に取り組む市民と連携を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、在来生態系等の被害を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

(指定外来種の指定)

第5条 市長は、国外又は国内の他の地域から明石市に導入されることによりその

本来の生息地又は生育地の外に存することになる動植物の種（その動植物が交雑することにより生じた動植物の種を含む。）であって、在来生態系等に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物を除く。）を市長が規制を行う対象として指定することができる。

- 2 市長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ明石市環境審議会（明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例（平成11年条例第22号）第52条第1項に規定する審議会をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により市長の指定を受けた動植物の種（以下「指定外来種」という。）による在来生態系等の被害の状況の変化その他の事情の変化により、同項の規定による指定の必要がなくなったと認めるときは、その指定を解除することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項に規定する指定外来種の指定の解除について準用する。

（指定外来種の飼養者等の義務）

第6条 指定外来種の個体（卵、種子及び孢子を含み、生きているものに限る。以下同じ。）の飼養等（飼養、栽培、保管、販売又は運搬をいう。以下同じ。）を業として行う者は、その事業活動が在来生態系等に及ぼす影響を把握し、その影響の回避又は低減に努めなければならない。

- 2 指定外来種の個体の飼養等を行う者は、当該指定外来種の生態及び習性を理解し、当該個体が逸出しないよう適切な施設又は設備を用いなければならない。
- 3 指定外来種の個体の販売を業として行う者は、その購入者に対し、当該個体が指定外来種である旨、当該指定外来種の生態及び習性並びに当該個体が逸出しないようにしなければならない旨の説明を行うよう努めなければならない。

（調査）

第7条 市長は、在来生態系等を保護するため、規則で定める事項について継続的に調査を行わなければならない。

（指定外来種の防除等）

第8条 市長は、指定外来種による在来生態系等の被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、当該指定外来種の個体の防除その他の必要な措置（以下「防除等」という。）を行うものとする。

- 2 市長は、防除等を行おうとするときは、あらかじめ明石市環境審議会の意見を

聴かなければならない。ただし、緊急に防除等を行う必要がある場合は、この限りでない。

3 市長は、防除等を行おうとするときは、その実施に係る計画を策定しなければならない。ただし、緊急に防除等を行う必要がある場合は、この限りでない。

4 市長は、前項の規定による計画を策定したときは、その内容を公表しなければならない。

(報告、検査等)

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定外来種の個体の飼養等を行う者から、当該飼養等の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は職員に、当該飼養等を行う土地の区域内若しくは建物内に立ち入らせ、若しくは当該飼養等の実施状況若しくは当該飼養等の在来生態系等に及ぼす影響を検査させることができる。

2 前項の規定により立入り又は検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第10条 市長は、指定外来種の個体の飼養等を行う者に対し、必要に応じて助言又は指導を行うことができる。

(指定外来種を放つこと等の禁止)

第11条 何人も、指定外来種の個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと(以下「放出等」という。)をしてはならない。ただし、当該放出等が適正な飼養等として行われている場合であって、指定外来種の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

(中止命令等)

第12条 市長は、放出等が、在来生態系等に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、前条の規定に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくはこれに代わるべき措置をとるべきことを命ずることができる。

(罰則)

第13条 前条の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、平成27年1月1日から施行する。